保険医療機関における書面掲示について

■初診の患者様へ

当医院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。 診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めています。

マイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

- ●別紙問診票のご記入をお願いいたします。
- ●当医院宛ての紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入時、一緒に受付へご提示お願いいたします。
- ●マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能となります。
 - ・健康保険証の資格の有無
 - ・他医院での投薬履歴
 - ・特定健診情報(特定健診・高齢者健診に限る)
- ●認証端末で患者様の同意をいただいた場合、

上記情報について当医院で閲覧が可能となり、診療に活用できます。

- ●マイナンバーカードによる承認の有無による初診時の点数の違いは、下記の通りです。
 - ・承認がない場合

医療情報取得加算1(3点)、医療情報取得加算3(1点)

・承認がある、又は紹介状を持参いただいた場合 医療情報取得加算 2(2点)、医療情報取得加算 4(1点)

*初診料を算定する場合とは

過去に当医院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料を算定する場合がございます。

■一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、

医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が

期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に

表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、

ご不明な点はお気軽に石にお問い合わせください。